

# 前橋市移動支援事業 ガイドライン

令和2年4月改正

●問い合わせ先

前橋市福祉部 障害福祉課 生活支援係 TEL027-220-5712

## 1 事業の目的

屋外での移動が困難な障害者（児）に対し、余暇活動等の社会参加及び社会生活を営むうえで必要な外出をする場合に適切な支援を行い、障害者の地域における自立した生活及び社会参加を促すことを目的とします。

## 2 対象者

移動支援事業は、下記基準のいずれかに該当し、別に定めるアセスメント票に該当する方が対象です。

重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の障害福祉サービスを受給している方は対象になりません。

障害種別	対象要件
身体障害者・児	○視覚障害者・児又は身体障害者手帳に記載の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額が「第1種」の者
知的障害者・児	○知的障害者・児
精神障害者・児	○精神障害者・児（発達障害を含む）
難病等に認定された者・児	○難病等に認定をされた者・児 （難病等に起因する症状が最重度の時、身体の状態が身体障害者（児）と同等の者）

## 3 実施方法

前橋市における移動支援事業は、以下の利用形態により実施します。

- （1）個別支援型・・・個別支援が必要な利用者1名に対して、サービス提供者1名が付き添うマンツーマンによる支援です。
- （2）グループ支援型・・・複数の利用者（グループ）に対して、移動を支援します。ただし、サービス提供者に対する利用者の比率は3倍以内です。（利用者：ヘルパー＝3：1まで）
- （3）自立支援型・・・一定期間の訓練を行うことにより、単独で通勤・通学・通所が可能になると見込まれる場合に、利用者1人に対しサービス提供者が1人で支援します。

## 4 支給量の基準

1か月で利用できる時間は、下記のとおりです。

対象者	支給量（上限）	備考
障害者（18歳以上）	30時間／月	二人介護など、本人の状況等において勘案します。
障害児（中学生以上）	15時間／月	
障害児（小学生）	10時間／月	

## 5 外出の範囲

### ◆対象となる外出

#### ■社会生活上必要不可欠な外出

外出内容	外出先の例
行政機関等への諸手続き、相談等	市役所、警察署、裁判所等
その他	投票所

#### ■余暇活動等社会参加のための外出

外出内容	外出先の例
文化施設等の利用（*）	映画館、美術館、博物館、コンサート、図書館、演劇場、公園、寺社参拝等
体育施設等の利用（*）	ジム、体育館、競技場、プール等
観光施設等の利用	動物園、水族館、遊園地等
買い物	商店、デパート、ショッピングモール、コンビニ
理容・美容	理髪店、美容院、ヘアサロン等
冠婚葬祭	結婚式、葬式、法事、墓参、地域の祭り等
金融機関等の利用	銀行、信用金庫、信用組合、郵便局等
その他（*）	部活動、サークル活動、お見舞い、児童館 各種研修、教養講座、各種団体の会合 就職活動、外食、カラオケ、ボーリング イベント、花火・祭り等の見物

\* 施設や会場において、会場内でヘルパーによる支援が行われない場合は、現地まで支援した時間が移動支援の対象となります。

### ◆対象とならない外出

外出内容	外出先の例
経済活動に係る外出	通勤、営業活動、その他収入を得ることを目的とした外出
政治活動又は宗教活動に係る外出	布教、勧誘活動、選挙運動等
通年かつ長期にわたる外出	通学(大学・専門学校)、通園、通所施設への送迎
社会通念上、公的サービスを利用して外出することが適当でないもの	競輪場、競馬場、競艇場、パチンコ店、マージャン店、居酒屋などの飲酒を目的とした場所への外出、その他公序良俗に反する外出等
医療機関や施設の管理下にある方の、週末等の外出	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所施設への送迎、短期入所中の外出</li> <li>・特定の利益を目的とする団体活動への参加</li> <li>・学習塾、お稽古事</li> <li>・保護者、介護者のレスパイトを目的とした外出</li> <li>・その他</li> </ul>

## 6 利用者の負担

《個別支援型》

利用者負担額

区分 \ 時間	30分	1時間	1時間30分	以降30分ごと
身体介護を伴う	230円	400円	580円	82円
身体介護を伴わない	80円	150円	225円	75円

《グループ支援型》

利用者負担額

区分 \ 時間	30分	1時間	1時間30分	以降30分ごと
身体介護を伴う	184円	320円	464円	66円
身体介護を伴わない	64円	120円	180円	60円

《自立支援型》

利用者負担額

区分 \ 時間	30分	1時間	1時間30分	以降30分ごと
	180円	250円	325円	75円

※サービス利用に伴い、上記の表のとりの利用者負担が発生しますが、本市では軽減措置を実施しており、下表の上限月額が適用されています。

なお、世帯とは、本人及び同一世帯に属する配偶者です。児童の場合の世帯とは、同一世帯に属する保護者等です。

《利用者負担の上限月額》

世帯	区分	課税状況(世帯の所得割)		上限月額
生活保護世帯	生活保護			0円
市町村民税非課税世帯	低所得			0円
市町村民税課税世帯	一般1	障害者	16万円未満	4,650円
		障害児	28万円未満	4,600円
	一般2	障害者	16万円以上	18,600円
		障害児	28万円以上	

## ◆移動支援の利用に関するQ&A

この内容は、このガイドライン作成時に想定された疑問について、一般的な解釈・原則を示したものです。

### **(Q1) サービス提供事業所が所有する介護タクシー等の利用について**

移動支援事業を利用する際に、サービス提供事業所が所有する介護タクシーや福祉有償運送を使って目的地へ行くことは可能でしょうか。

- ・利用は可能です。ただし、その際は公共交通としてのタクシーや他事業所の介護タクシーを利用するときと同様に、メーター料金を支払い、運転手以外に利用者に付き添うヘルパーが同乗している場合に限り移動支援として認められます。

### **(Q2) ヘルパーが自ら運転する車の利用について**

ヘルパーが運転中の時間帯は委託料の算定ができますか。

- ・ヘルパーが運転手を兼ねる場合にあっては、運転中は介護が行われている状態とはみなせないため、運転している時間は利用時間から控除して算定することとなります。

【例 10:00 から 13:00 までの支援の場合】

- ・ 10:00～10:15 外出のための準備及び車両への乗降移乗
- ・ 10:15～10:30 ヘルパー運転による移動 (\*算定対象外)
- ・ 10:30～12:30 乗降及び目的地での介助
- ・ 12:30～12:45 ヘルパー運転による移動 (\*算定対象外)
- ・ 12:45～13:00 乗降介助及び帰宅後の片付け

\*上記の例において、実際にヘルパーが同行した時間は3時間ですが、その内30分は運転中であり、介護を行っている状態とはみなせないため、算定時間対象外となります。従って、算定時間は2時間30分となります。

### **(Q3) サークル活動参加時における移動支援利用について**

音楽サークル活動等に参加するのですが、移動支援を利用することは可能ですか。

- ・サークルの活動場所までの送迎については利用できます。活動時間中については、指導者側で付添い等の対応がなされるため、算定時間の対象とはなりません。

#### **(Q4) 目的地でサービスのみの利用することについて**

目的地（ショッピングモール・映画館等）までの送迎は家族で対応できるのですが、目的地内で付き添うことができません。目的地内でのみのサービス(会場内の付添い、館内での食事、排泄等介助)を利用することができますか。

- ・移動支援事業は、外出や社会参加のための必要な介助を行うことを目的にした事業です。従って、自宅→目的地での活動→自宅を基本としていますが、目的地において保護者（家族）から直接引受け、引渡しが行われる場合のみ例外的に移動支援の利用が可能です。ただし、現地での活動において本人への介助が無く単に「見守る」行為のみである場合は、移動支援の利用はできません。

#### **(Q5) 病院などへ通院するときの利用について**

移動支援を利用して通院はできますか。

- ・定期的な通院は、居宅介護（通院等介助及び通院等乗降介助）の対象者や介護保険の被保険者である場合は、障害福祉サービス及び介護保険制度を優先して利用することになります。それ以外の傷病の場合で、緊急に受診が必要なときは移動支援が利用できます。

#### **(Q6) 学校へ通学するときの利用について**

移動支援を利用して通学の送迎はできますか。

- ・通学は、通年かつ長期的にわたる外出になるため、移動支援は利用できません。ただし、通常本人の送迎を行っている介護者が、病気や怪我により一時的に送迎が困難なときは、例外的に利用が認められる場合がありますので、担当係までご相談ください。また、一定期間集中して訓練を行うことで、ひとりで通学できる見込みがある場合は、移動支援（自立支援型）が利用できます。

#### **(Q7) 会社へ通勤、施設へ通所するときの利用について**

移動支援を利用して通勤の送迎はできますか。

- ・会社への通勤や施設への通所についても通学と同様、通年かつ長期的にわたる外出になるため、移動支援は利用できません。ただし、通学と同様に、通常本人の送迎を行っている介護者が、病気や怪我により送迎が一時的に困難なときは、例外的に利用が認められる場合がありますので、担当係までご相談ください。

#### **(Q8) 送迎地点までの利用について**

日中活動の施設までは送迎バスが出ていますが、自宅前まで送迎してもらえないため、送迎地点まで自力で行く必要があります。単独では行くことが困難なため、移動支援を利用することは可能ですか。

- ・施設への通所に移動支援を利用することはできません。通所先の事業所が送迎加算を算定し、実施すべきものですので、送迎地点までの移動については通所施設と相談してください。

#### **(Q9) 宿泊を伴う外出（旅行）について**

移動支援を利用して、泊まりで旅行することは可能ですか。

- ・旅行でも移動支援は利用できます。  
また、宿泊を伴う旅行の場合については、特例的に宿泊先のホテル等を居宅とみなし、移動支援の利用を可能とします。この場合、宿泊施設内における介助は、外出の準備に係る介助までが移動支援の対象となり、宿泊施設内での食事、入浴、排泄等の介助は、移動支援の対象とはなりません。

#### **(Q10) 日中活動系サービス利用中の移動支援について**

生活介護や短期入所、放課後等デイサービスを利用中に歩行訓練として移動支援を利用し、散歩に出かけることは可能ですか。

- ・生活介護等の利用中には、障害福祉サービス費等が算定されていますので、1人の利用者に対して同時に移動支援の費用を算定することはできません。

#### **(Q11) 同居家族のサービス提供について**

利用者の家族がヘルパーの場合、サービス提供できますか。

- ・利用者と同居する家族はサービス提供者として移動支援を提供することはできません。利用者の家族であっても、利用者と別居する家族であればサービス提供者として移動支援の提供は可能です。

#### **(Q12) 入院、入所中の移動支援について**

入院、入所中の利用者に対して移動支援を提供することはできますか。

- ・入院中は医療報酬が、入所中には障害福祉サービス費が算定されているため、1人の利用者に対して同時に移動支援の費用を算定することはできません。

**(Q13) 2人介護による移動支援について**

1人の利用者に対し、2人のヘルパーによる移動支援はどのような場合に行うことができますか。

- ・2人介護のサービス提供について利用者の同意を得ている場合で、歩行困難な利用者を外出させる場合、暴力行為、著しい迷惑行為及び器物破損行為等が認められるとして、市長が2人介護の必要性を認めた場合に提供可能です。この場合、通常のコストの100分の200に相当する金額を算定できます。

**(Q14) 利用事業所等が主催する行事や活動での利用について**

移動支援事業所と同じ法人が主催する行事等に利用できますか。

- ・移動支援事業所やその運営法人が主催する行事やその同一敷地内での活動には、その事業所の本来事業との区別がつきにくいいため、利用できません。ただし、保護者会等が主催する行事の参加については移動支援の対象となります。

**(Q15) 3人以上のサービス提供者による移動支援について**

同時に3人以上のヘルパーが1人の利用者に対して移動支援を行った場合は、それぞれのヘルパーについて費用を算定できますか。

- ・算定できるのは2人までに限ります。それ以上のヘルパーについて費用を算定することはできません。

**(Q16) 同日に2回以上サービス提供をした場合について**

1人の利用者に対して、同日に2回サービス提供をした場合、その間が概ね2時間未満であるときはそれぞれの所要時間を合算することとなりましたが、概ね2時間未満の間隔とは、いつの時点からいつの時点までを指しますか。

- ・1回目のサービス提供の終了時から次のサービスの開始時のことで、その実際の間隔です。

**(Q17) ヘルパーの交代について**

1人の利用者に対してヘルパーが途中交代し、移動支援を行った場合も1回の移動支援として算定することになりますか。

- ・ヘルパーが途中交代し、複数のヘルパーが移動支援を行ったとしても、1回の移動支援として算定します。



#### **(Q18) 2事業所のヘルパーによる2人介護について**

2人介護が必要な利用者について、対応できるヘルパーが1人しかいない場合に他の事業所のヘルパーと一緒に支援することはできますか。また、その場合の請求はどうなりますか。

- ・ 2事業所のヘルパーで2人介護することは可能です。ただし、両方の事業所が利用者との契約を行っていることが原則です。また、費用についてはそれぞれの事業所が1人分の請求を行うこととなります。運転時間がある場合は忘れず差し引くように注意してください。

#### **(Q19) 受診中の待ち時間の取り扱いについて**

利用者が受診中の待ち時間も算定に含まれますか。

- ・ 院内の移動等の介助は、基本的に院内スタッフにより対応されるべきものですが、病院側での対応が難しく、利用者が院内の介助を必要とする心身の状態の場合は、移動支援の算定対象となります。この場合、院内での単なる待ち時間はサービス提供時間に含むことはできず、当該時間の費用の算定はできません。

#### **(Q20) 外出準備を行って、外出できなかった場合について**

外出のための準備をしたところ、突然に利用者の具合が悪くなり外出できなくなった場合、移動支援の算定が可能ですか。

- ・ 外出のための支援として持ち物の準備や確認、排泄の声掛け等を行った場合、その時間は算定の対象となります。しかし、計画されていたとしても実際に外出できなかった場合、その後は支援が行われていないため移動支援の算定はできません。中止によるキャンセル料等については、契約書等で予め規定し、契約に際して説明を行い、利用者の同意を得ておく必要があります。

#### **(Q21) 医療的ケアが必要な利用者への対応について**

気管切開があり医療的ケアが必要な場合、移動支援は利用できますか。

- ・ 移動支援は原則は家族の同伴は不可ですが、吸引等が必要な利用者の場合、家族が付き添い吸引等を行うのであれば可能です。

#### **(Q22) 医行為が必要な利用者への対応について**

移動支援の提供中にインスリン注射や経管栄養の注入等の行為を行うことができますか。

- ・ 医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない者による医業は、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条その他の関係法規によって禁止されており、上記免許を有さない者がインスリン注射や経管栄養の注入等の医行為を行うことはできません。

医師法第17条等の解釈については、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（平成17年7月28日老振発第0728001号）」を参照してください。

#### **(Q23) 遠距離の通院・外出介助の提供について**

遠距離にある病院等への移動支援の利用申し込みであることを理由に、移動支援の提供を拒否することはできますか。

- ・ 正当な理由がなく移動支援の提供を拒否することは適切ではありません。社会通念上、対応不可能な遠距離への移動支援、当該遠距離への移動支援を提供することにより、他の利用者への移動支援の提供が困難になる場合等は、当該移動支援を拒否してもかまいません。

#### **(Q24) 外出準備や帰宅後のケアについて**

移動支援を利用する際の外出準備や帰宅後のケアは認められますか。

- ・ 移動支援に付随する業務として、持ち物の確認、戸締り、火気等の安全確認、排泄の声掛け、車イスの準備、購入品をしまう等、外出のための準備や帰宅後に行う5～15分程度の援助は認められます。

#### **(Q25) 公共交通機関を利用した場合の交通費について**

バスや電車を利用して移動支援を利用した場合の交通費はどのようになりますか。

- ・ 交通費は利用者がヘルパー分の実費を負担することとなります。ただし、自立支援型においては、支援時間終了後にヘルパーが公共交通機関で事業所等へ戻る際は、ヘルパーが負担することとなります。

#### **(Q26) ヘルパーと一緒に食事をする場合の食費等について**

外出先で利用者とヘルパーと一緒に食事をした場合に、食事費用は利用者に請求できますか。

- ・ 食事費用については、その金額が常識的な範囲内であればヘルパー自身の食費はヘルパーが負担します。ただし、高価な食事に同席しヘルパーと一緒に食べることを利用者が希望した場合は、利用者に請求できます。事前に利用者と協議し、取り決めておく必要があります。

#### **(Q27) 美術館への入館料等の費用負担について**

利用者とともに美術館等に入館し、館内等において移動支援を提供した場合、ヘルパーの入館料等は利用者が負担することとして構いませんか。

- ・ 利用者が負担することとして差し支えありません。ただし、ヘルパーの希望により美術館等に入館した場合は、利用者に負担させることはできません。この考え方は、公共交通機関を利用して移動支援を提供した場合の交通費においても同様です。

#### **(Q28) 通院時の利用について**

定期通院には通院等介助を利用している利用者が、通院の帰りに買い物等別の用事を済ませたい場合は、どのように請求したらいいですか。

- ・ 通院等介助は①通院、②官公庁等の手続き、③施設等の見学の利用に限られています。そのため、通院以外にやむを得ず別の目的地へも行く必要がある場合は、移動支援での請求で構いません。